

# 懸案事項

作成者：検証委員会

懸案番号 9	平成 30 年 6 月 日		発言者	東清
	締切 月 日		担当者	合理化適正委員会
懸案事項	作業中、車両等が歩道にかかる場合、ごみ収集車はいらないがバキューム車では 道路使用許可が必要と警察に言われたので他社に影響がないか確認してほしい。			
調査	岐阜県道路交通法施行規則 第 5 条の 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の規定により市町村（市町村から一般廃棄物の収集の委託を受けた者も含む。）が、一般廃棄物を収集するために使用中の車両及び同法第 7 条第 1 項の規定により許可を受けた者が一般廃棄物（再生利用の目的となる一般廃棄物を除く）を収集するために使用中の車両は車両の通行禁止の規則（一方通行の規則を除く）は適用しないものとする。			
調査結果	岐阜県道路交通法施行規則 第 5 条の 4 令第 6 条第 3 号の規定による公安委員会の定める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 貨物の集配のため必要があること (2) 日常生活に欠くことのできない物品を運転する必要があること (3) 冠婚葬祭その他の社会慣行上の必要があること (4) 前 3 号に掲げるもののほか電気、ガス、水道等の検針、その他の業務上の必要があること			
検証結果	道路使用許可が必要だと警察より指導があった場合は提出する			

理事長	部会長	検証委員長
月 日	月 日	月 日